令和3年度における優越タスクの取組状況

第1 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」(以下「優越タスク」という。)を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

1 効率的な処理

(1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者に該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

(2) 令和3年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約67日であった(前年度は約76日)。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接 出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者(担当取締役等)と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしており、注意後の相談対応も実施している。

また、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者に過去の注意後の改善状況を確認し、不十分な場合には関係事業者を招致等して注意を行っている。

さらに、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者にグループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善を図っている。

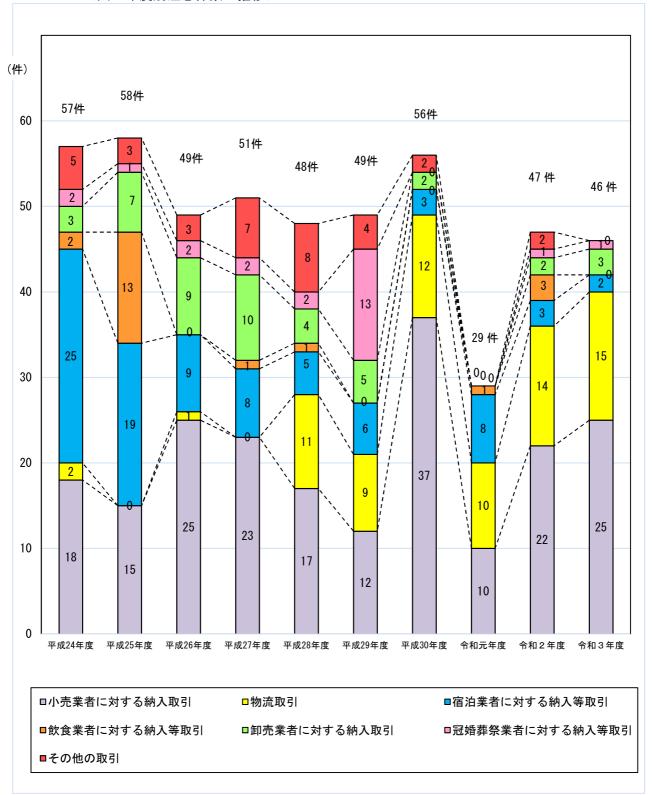
第2 処理の状況

1 処理概況

優越タスクにおいて、令和3年度に46件の注意を行った。

2 注意の件数及び内容

<図:年度別注意件数の推移>



- (1) 注意を行った46件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者(スーパーマーケット、ホームセンター等)に対する納入取引が25件と最も多く、次いで物流取引が15件、卸売業者に対する納入取引が3件、宿泊業者に対する納入等取引が2件、冠婚葬祭業者に対する納入等取引が1件となっている。
- (2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が68件中23件と最も多く、次いで「返品」が16件となっている。

また、物流取引については、「減額」が29件中11件と最も多く、次いで「不当な給付内容の変更及びやり直し」が6件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」及び「返品」が5件中いずれも2件であり、次いで「受領拒否」が1件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「減額」が26件と最も多く、次いで「従業員等の派遣の要請」が24件となっている。

<表:注意事案の行為類型一覧>

(単位:件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取 引	飲食業者 に対する 納入等取 引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	4	1	2	0	1	1	0	9
協賛金等の負担の 要請	9	0	0	0	1	0	0	1 0
従業員等の派遣の 要請	2 3	0	0	0	1	0	0	2 4
その他経済上の 利益の提供の要請	1	3	0	0	0	0	0	4
受領拒否	0	0	1	0	0	0	0	1
返品	1 6	0	2	0	0	0	0	1 8
支払遅延	0	4	0	0	0	0	0	4
減額	1 5	1 1	0	0	0	0	0	2 6
取引の対価の一方 的決定	0	1	0	0	0	0	0	1
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	6	0	0	0	0	0	6
その他	0	3	0	0	1	0	0	4
合計	68	29	5	0	4	1	0	107

- (注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(46件)と 行為類型の内訳の合計数(107件)とは一致しない。
- (3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながる おそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

(1) 食品スーパーマーケットを営むAは、納入業者に対し、納入業者との取引に関係のないクリスマスケーキ、お節料理、お歳暮ギフト等の季節商品について、商品のチラシと要請文書を納入業者に送付することにより購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (2) ホームセンター業及びペットショップ業を営むBは、納入業者に対し、Bの店舗において一定金額以上の商品を購入した顧客に無料で配布しているカレンダーの協 替金として、事前に算出根拠等を説明することなく金銭の負担を要請していた。
- (3) ギフト用品等販売店のフランチャイズチェーンを運営するCは、納入業者に対し、 広告の協賛金として、実態のない算出根拠を示して協賛金の負担を要請していた上、 広告の製作等に要する費用を超える額の協賛金を負担させていた。

従業員等の派遣の要請

- (4) ペットショップ業を営むDは、納入業者に対し、新規開店、改装開店、店舗閉店 及び部門改装に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業 等を行わせているにもかかわらず、請求のなかった納入業者に対して、交通費等の 納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (5) ホームセンター業等を営むEは、納入業者に対し、店舗の改装開店等に当たり、 従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の撤去作業及び陳列作業等を行わせ ているにもかかわらず、昼食を支給するのみで、日当や交通費等の納入業者が従業 員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (6) 自動車販売業等を営むFは、納入業者に対し、Fが実施しているタイヤの販売促進イベントの際に、他社商品を含むタイヤの組替え作業、バランス調整等を行わせているにもかかわらず、日当や交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

その他経済上の利益の提供要請

(7) 自動車販売業等を営むGは、納入業者に対し、Gが実施しているタイヤの販売促進イベントの際に、タイヤを購入した顧客に配布する景品を無償で提供するよう要

請していた。

返品

- (8) ホームセンター業を営むHは、納入業者に対し、商品の購入に当たって納入業者との間で返品の条件を定めておらず、売れ行きの悪い商品、棚替えに伴い定番から外れた商品及び改装開店や店舗閉店に伴い撤去する商品等について、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。
- (9) ホームセンター業を営む I は、納入業者に対し、買取条件で取引している長期間 売れ残った商品や棚から外れた商品について、返品前に納入業者の同意を得ていた ものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品 していた。また、季節商品について、商品の購入に当たって返品可能な商品の範囲、 販売可能な期限、返品に伴う費用負担の割合等の返品の条件を定めることなく返品 していた。

減額

- (10) ホームセンター業を営む J は、納入業者に対し、商品の入替えにより定番商品から外れ、納入業者に返品を打診したものの、納入業者から返品を断られた商品について、返品の代わりに値引販売していたが、その際、利益の減少に対処するために当該商品の値引きの原資の負担を要請し、納入業者が要請に応じれば、支払代金から減額していた。
- (11) ホームセンター業を営むKは、納入業者に対し、返品を断った納入業者の商品を 値引きして販売する際に、利益の減少に対処するため、実際の納入価格と値引販売 での売価を前提とした場合に想定される納入価格との差額の負担を要請し、支払代 金から減額していた。

2 物流取引

支払遅延

- (1) 建築用資材等の卸売業を営むLは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流 事業者の請求漏れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払って いなかった。
- (2) 建設機械等の賃貸業を営むMは、運送業務を委託する物流事業者に対し、あらか じめ書面による合意を得ていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に 当たった場合、その翌営業日に運送代金を支払っていた。

減額

- (3) 食品卸売業を営むNは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者との間で取り決めた引下げ後の運賃の新単価を引下げ前の単価で発注した運送業務に遡って適用することにより、支払代金の額を減額して支払っていた。
- (4) 道路舗装工事業を営むOは、運送業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、「端数処理」と称して毎月の支払代金から1,000円未満、5,000円未満等の額を減額して支払っていた。また、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料の実費を超える額を減額し、物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに「手形手数料」と称して代金を減額していた。

買いたたき

(5) 食品卸売業を営む P は、運送業務及び保管業務を委託する物流事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による自社の売上げ減少を理由として、物流事業者と十分に協議する機会を設けることなく、通常より低い代金の額を決定していた。

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (6) 建設機械器具等の賃貸業を営むQは、運送業務を委託する物流事業者に対し、Qの営業拠点等での商品の積込時や届け先での納品時に待機時間が発生しているにもかかわらず、物流事業者に対し、待機料を請求しないよう求め、当該費用を請求しない物流事業者に対し、待機料を支払っていなかった。
- (7) 建設用仮設機材等の賃貸業を営むRは、運送業務を委託する物流事業者に対し、 運送先での荷卸し時に発生する待機については待機料を支払っているものの、R又 は顧客の都合によりRの営業拠点で発生した商品の積込み時の待機について、具体 的な待機時間を把握しておらず、待機料も支払っていなかった。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

(1) 宿泊業を営むSは、取引先事業者に対し、直近まで購買担当であった者を通じ、 自社が販売するお節料理の購入を要請していた。

受領拒否

(2) 宿泊業を営むTは、取引先事業者に対し、商品の発注の取消し又は納期の延期に当たり、事前に取引先事業者の同意を得ていたものの、発注の取消し等によって取引先事業者に通常生ずべき損失を負担していなかった。

返品

(3) 宿泊業を営むUは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による宿泊客の減少に伴い、販売する土産品に売れ残りが発生し、販売できる見込みがなかったことから、商品の返品によって取引先事業者に通常生ずべき損失を負担することなく返品していた。

4 卸売業者に対する納入取引

購入・利用強制

(1) 業務用食品卸売業を営むVは、取引先事業者に対し、発注担当部署から、年間の取引額の一定率相当額の範囲内でディナーショーチケット、食事券、お節料理等の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

(2) 飲食料品の卸売業を営むWは、納入業者に対し、販促企画に係る協賛金として、 その算出根拠や使途等について十分な説明をすることなく、毎年2回、取引額に一 定率を乗じて得た額を負担するよう要請していた。

従業員等の派遣の要請

(3) 飲食料品の卸売業を営むXは、納入業者に対し、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、納入業者に対して、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

5 冠婚葬祭業者に対する納入等取引

購入・利用強制

(1) 冠婚葬祭業を営むYは、取引先事業者に対し、購買担当部署から、取引金額の一定率相当額のクリスマスケーキやギフト商品を購入するよう要請していた。